

令和6年2月15日開会

# 令和6年2月徳島県議会定例会議案及び議案説明書

（その4）



## 目 次

第 88 号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	1頁
第 89 号	徳島県税条例の一部改正について	3
第 90 号	徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	5
第 91 号	徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	7
第 92 号	徳島新未来創生総合計画の策定について	9
第 93 号	教育委員会教育長の任命について	11
第 94 号	監査委員の選任について	13
第 95 号	収用委員会委員及び予備委員の任命について	15



## 第八十八号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年三月十一日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十四年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第十一号中「いう。」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同項第十二号を同項第十三号とし、同項第十一号の次に次の一号を加える。

十二 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条第一項又は第二十三条の二第一項の規定に基づき災害対策本部が設置された県外の地方公共団体の区域内において行う災害応急対策に係る連絡調整の業務、避難所運営の業務、罹災証明に係る家屋調査の業務又はこれらに相当する業務

第七条第二項第七号中「前項第十二号」を「前項第十三号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 前項第十二号に掲げる業務 業務に従事した日一日につき千八十円

第七条第三項中「の規定」を「及び第七号の規定」に改め、「第一項第十一号」の下に「又は第十二号」を加え、「が次の」を「の全部又は一部が次の」に、「前項第六号イ又はロ」を「前項第六号又は第七号」に、「当該イ又はロに定める」を「これらの規定による」に改める。

第十条第一項第一号中「（昭和三十六年法律第二百二十三号）」を削る。

附則第六項及び第七項中「第七条第一項第十一号」の下に「又は第十二号」を加え、「第三項」を「第七号並びに同条第三項」に、「同号又は同項」を「これら」に、「同号イ又はロ」を「同条第二項第六号又は第七号」に改める。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和六年一月一日から適用する。
- 3 前項の場合において、改正後の条例第七条第一項第十二号に規定する業務に該当する業務に従事したときに改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の条例第七条の規定による危険現場作業手当の内払とみなす。

#### 提案理由

他の都道府県との均衡を考慮し、災害対策本部が設置された県外の地方公共団体の区域内において本県の職員が行う災害応急対策に係る業務等を、危険現場作業手当の支給対象となる業務に追加する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第八十九号

### 徳島県税条例の一部改正について

徳島県税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年三月十一日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

#### 徳島県税条例の一部を改正する条例

徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十六項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第十八項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、「特例適用住宅」の下に「と」、「同条第二項第一号」とあるのは「法第七十三条の二十四第二項第一号」を加える。

附則第二十三項第一号イ中「総排気量」の下に「（ロータリーエンジンを搭載するものについては、単室容積にローター数を乗じて得た値の一・五倍を総排気量とみなす。以下同じ。）」を加える。

別記様式の注中「、齧」を「、齧」に、「齧」を「、齧」に改める。

#### 附則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（不動産取得税に関する経過措置）

2 改正後の附則第十六項の規定は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車税の種別割に関する経過措置）

3 改正後の徳島県税条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和六年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和五年度分までの自動

車税の種別割については、なお従前の例による。

#### 提案理由

地方税法の一部が改正され、住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例措置の適用期限が延長されること等に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第九十号

徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年三月十一日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

### 徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十一年徳島県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一号を加える。

十一 災害時教育支援等手当

第十九条を第二十条とし、第十八条の次に次の一条を加える。

（災害時教育支援等手当）

**第十九条** 学校職員が、異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条第一項又は第二十三条の二第一項の規定に基づき災害対策本部が設置された県外の地方公共団体の区域内において、被災した児童若しくは生徒に対する学習指導その他の学校教育活動の支援に係る業務又は避難所運営その他の災害応急対策に係る業務に従事した場合には、災害時教育支援等手当を支給することができる。

2 災害時教育支援等手当の額は、業務に従事した日一日につき千八十円とする。

3 前項の規定にかかわらず、第一項に定める業務の全部又は一部が次の各号に掲げる場合における災害時教育支援等手当の額は、当該各号に定める額を、前項に定める額（以下「基本額」という。）にそれぞれ加算した額とする。

一 日没時から日出時までの間に行われた場合 基本額の百分の五十に相当する額

二 徳島県教育委員会が特に危険であると認める区域で行われた場合 基本額の百分の百に相当する額

附則第一項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第二項に見出しとして「（へき地学校等の指定の見直し等）」を付する。

附則第三項に見出しとして「（夜間学級業務手当の特例）」を付し、附則に次の一項を加える。

（特定大規模災害に対処するための災害時教育支援等手当の特例）

- 4 学校職員が、著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの（東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）を除く。）に対処するため第十九条第一項に定める業務に引き続き五日を下らない範囲内において人事委員会規則で定める期間以上従事した場合の災害時教育支援等手当の額は、同条第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定による額に、当該業務に引き続き従事した日一日につき基本額の百分の百に相当する額を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を加算した額とする。

#### 附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和六年一月一日から適用する。

#### 提案理由

災害対策本部が設置された県外の地方公共団体の区域内において本県の学校職員が行う学校教育活動の支援に係る業務及び災害応急対策に係る業務の特殊性に鑑み、当該業務に応じた特殊勤務手当を支給する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第九十一号

徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年三月十一日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

### 徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十四年徳島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

附則中第八項を第九項とする。

附則中第七項の前の見出しを削り、同項を第八項とし、同項の前に見出しとして「（特定新型インフルエンザ等の患者に係る業務等に従事する警察職員の特殊勤務手当の特例）」を付する。

附則第六項中「第十七条第一項各号」の下に「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を、「同条第二項」の下に「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）」を加え、「同項」を「同条第二項」に改め、同項を附則第七項とし、附則第五項の次に次の一項を加える。

（令和六年能登半島地震に対処するための災害警備等手当の特例）

6 令和六年能登半島地震に対処する場合における第十七条の規定の適用については、同条第一項第一号中「都道府県警察に災害警備本部が設置された場合又は相当多数の死傷者のある災害が発生した場合における災害警備」とあるのは「災害警備」と、「作業（引き続き二日以上従事した場合に限る。）」とあるのは「作業」と、同条第二項第一号中「八百四十円（著しく危険な人命救助の作業に従事した日又は）」とあるのは「千八十円（）」と、「日」にあつては、千六百八十円」とあるのは「場合」にあつては、二千六百六十円」と、同項第二号中「八百四十円（引き続き二日以上従事した場合にあつては、一日につき千六百八十円）」とあるのは「二千六百六十円」とする。

### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和六年一月一日から適用する。

3 前項の場合において、改正後の条例附則第六項の規定により読み替えて適用する改正後の条例第十七条第一項各号に規定する作業に該当する作業に従事したときに改正前の徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例第十七条の規定に基づいて支給された災害警備等手当は、改正後の条例附則第六項の規定により読み替えて適用する改正後の条例第十七条の規定による災害警備等手当の内払とみなす。

提案理由

国家公務員について、令和六年能登半島地震に対処するため災害警備等の作業に従事した場合の特殊勤務手当の額等が定められたことに鑑み、本県の警察職員の特務勤務手当について、所要の措置を講ずる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第 92 号

徳島新未来創生総合計画の策定について

徳島新未来創生総合計画を別冊のとおり定める。

令和 6 年 3 月 11 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

提案理由

徳島新未来創生総合計画を策定することについて、徳島県行政に係る基本計画の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例第 3 条第 1 項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



第 93 号

教育委員会教育長の任命について

教育委員会教育長に、次の者を任命する。

令和 6 年 3 月 11 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

住 所	氏 名	生 年 月 日
徳島県三好郡東みよし町	中 川 斉 史	

提案理由

榊浩一氏は、令和 6 年 3 月 31 日教育委員会教育長を退職するので、その後任として中川斉史氏を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



第 94 号

監査委員の選任について

監査委員に、次の者を選任する。

令和 6 年 3 月 11 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

住 所	氏 名	生 年 月 日
徳島県徳島市北矢三町	大 西 康 生	
徳島県徳島市八万町	福 山 正 啓	
徳島県板野郡板野町川端字鷓ヶ須31番地1	眞 貝 浩 司	昭 和 35 年 4 月 26 日
徳島県那賀郡那賀町古屋字野々尻63番地	古 野 司	昭 和 35 年 5 月 10 日

提案理由

岡崎悦夫氏は、令和 6 年 3 月 31 日監査委員の任期が満了するので、その後任として大西康生氏を選任するため、また、監査委員大寺健司氏は、令和 6 年 5 月 15 日その任期が満了するので、その後任として福山正啓氏を選任するため、また、同委員井下泰憲、立川了大の両氏の辞職に伴い、その後任として眞貝浩司、古野司の両氏を選任するため、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



第 95 号

収用委員会委員及び予備委員の任命について

収用委員会委員及び予備委員に、次の者をそれぞれ任命する。

令和 6 年 3 月 11 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

委員

住 所	氏 名	生 年 月 日
徳島県徳島市川内町	粟飯原 啓 子	
徳島県徳島市徳島町	益 田 順 子	

予備委員

住 所	氏 名	生 年 月 日
徳島県鳴門市撫養町	村 上 幸 二 郎	
徳島県阿南市横見町	安 井 俊 之	

#### 提案理由

植村徳美、鎌谷郁代の両氏は、令和6年3月23日収用委員会委員の任期が満了するので、その後任として粟飯原啓子、益田順子の両氏を任命するため、また、粟飯原啓子、益田順子の両氏は、令和6年3月23日収用委員会予備委員を退職するので、その後任として村上幸二郎、安井俊之の両氏を任命するため、土地収用法第52条第3項の規定により議会の同意を得る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

